

米国上場有価証券等取引にかかる上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が米国の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「米国上場有価証券等」といいます。)の売買等(※)を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

米国上場有価証券等の売買等は様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがある取引です。お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らしてご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願いいたします。

※「米国上場有価証券等」には、米国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

〈手数料・その他費用の概要〉

- 当社は、お客様による有価証券の注文の取次を行い、約定した場合、当社所定の取引手数料相当額を申し受けます。詳しくは、「手数料の詳細」の記載をご覧ください。
- 米国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨等を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。なお、当該為替レートには現地の証券会社(取次業者)による為替手数料(為替レートの 0.25%)が含まれます。
- 売買においては約定時の為替レートを基準に 0.25%の為替手数料を設定させていただきます。
- お客様の出金依頼によって当社がお客様の指定する口座に金銭の振込を行う場合、手数料として 145 円を頂戴いたします。
- 米国上場有価証券等の外国取引にあたっては、米国金融商品市場等における租税公課その他の賦課金が発生します。
- 本書面記載の税込金額は消費税の端数計算上、徴収金額が表示金額より端数部分だけ少なくなる場合があります。

〈米国上場有価証券等のお取引に関するリスク〉

[価格変動リスク]

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※裏付け資産が投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

[信用リスク]

- 米国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[為替変動リスク]

- 米国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[カントリーリスク]

- 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起これ、損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- 米国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 新株予約権又は取得請求権等の権利が付された米国上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- 米国上場有価証券等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。

<その他留意事項>

- 上場有価証券等の売買等は、クーリング・オフの対象になりません。（金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。）

1. 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理によります。

2. 手数料の詳細

当社は、お客様による有価証券の注文の取次を行い、約定した場合、約定金額の0.45%(税込 0.495%)の取引手数料をいただきます。

なお、約定金額の計算時の為替レートは、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。

3. その他当社の取引に関する重要事項

証券取引約款に定める配当金再投資取引は金融商品取引法第 35 条第 1 項第 7 号に規定される「累積投資契約」とは異なります。

当社の概要

商号等	ブルーモ証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 3384 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4F FinGATE BASE 404
設立	2022 年 6 月
資本金	1 億円(2025 年 5 月時点)
主な事業	金融商品取引業
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル: 050-5526-6066 当社ウェブサイト:「よくある質問」のお問い合わせフォームから お問合せいただけます。

＜当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口＞

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

〈ブルーモ証券株式会社〉

住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル
4F FinGATE BASE 404

問い合わせフォーム <https://support.bloomo.co.jp/hc/ja/requests/new>

メールアドレス customer@bloomo.co.jp

電話番号 050-5526-6066

受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分(年末年始、祝日を除く)

〈金融ADR制度のご案内〉

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

〈その他留意事項〉

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、当社がお客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりするにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

〈手数料など諸費用について〉

- 有価証券や金銭のお預かりについて、当社はお客様から口座管理手数料その他の手数料は頂戴しておりません。

〈その他留意事項〉

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

1. 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

3. この契約の終了事由

当社の証券取引約款又は外国証券取引口座約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次の通りです）は、本契約は解約されます。

- お客様から解約のお申出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、当社所定の期間を経過した場合
- お客様が当社の定める約款に違反し、当社が解約を申し出た場合
- やむを得ない事由により当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	ブルーモ証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 3384 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4F FinGATE BASE 404
設立	2022 年 6 月
資本金	1 億円(2025 年 5 月時点)
主な事業	金融商品取引業
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル: 050-5526-6066 当社ウェブサイト:「よくある質問」のお問い合わせフォームから お問合せいただけます。

＜当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口＞

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4F FinGATE BASE 404
問い合わせフォー ム	https://support.bloomo.co.jp/hc/ja/requests/new
メールアドレス	customer@bloomo.co.jp
電話番号	050-5526-6066
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～16時00分(年末年始、祝日を除く)

＜金融ADR制度のご案内＞

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券
会館

電話番号 0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

＜その他留意事項＞

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

「取引総額注文」のご説明

この書面は金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお渡しするものであり、取引一任勘定取引の適用除外取引（以下「取引総額注文」という。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号に掲げる契約に基づいて行う有価証券の売買その他の取引等が投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、当社の信用を失墜させることとなることを防止するため、十分な社内管理体制のもとに取引を行います。
- 当社が受託することができる取引総額注文の範囲は、次のとおりです。
金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ハに規定する取引売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数量又は価格の一方について同意を得た上で、他方については当社が定めることができることを内容とする契約に基づいて行う有価証券の売買。
- 相場動向によっては受注数量の全額を約定できない場合があります、また、全額の約定を保証するものではありません。

〈取引総額注文の受託方法〉

- 当社は、お客様より「取引総額注文」を受託した場合は、「取引総額注文に関する確認書」に基づき執行いたします。
- ご注文は、原則としてお客様より注文指示を受けた直近営業日の注文として受託いたします。

〈取引総額注文の受注および執行形態〉

- 当社ではお客様より「銘柄」「売買の別」「価格」および「取引金額」についてご指示の上、「価格」については成行をご指示する注文を受け付けます。

- 全額執行(注文いただいた額面の全てを執行すること)を保証するものではありません。また、価格の観点から全額の執行が可能な場合であっても相場動向によっては全額約定ができず一部約定となる場合があります。

〈手数料・その他費用の概要〉

- 取引総額注文にあたって、当社は、お客様による有価証券の注文の取次を行い、約定した場合、当社所定の取引手数料相当額を申し受けます。詳しくは、「米国上場有価証券等取引にかかる上場有価証券等書面」の記載をご覧ください。

〈その他留意事項〉

- 上場有価証券等の売買等は、クーリング・オフの対象になりません。(金融商品取引法第 37 条の6の規定の適用はありません。)

取引総額注文の計算方法

当社の取引総額注文における数量は、当社の発注時の基準株価または気配値及び為替レートに基づいて算出いたします。

※当社が取り扱う最低単位に満たない数量は切り捨てます。

※数量の算出処理は現地の証券会社(取次業者)である Alpaca Securities LLC のシステムにより行います。

当社の概要

商号等	ブルーモ証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第 3384 号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル 4F FinGATE BASE 404
設立	2022 年 6 月
資本金	1 億円(2025 年 5 月時点)
主な事業	金融商品取引業
加入協会	日本証券業協会

〈ブルーモ証券株式会社〉

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル：050-5526-6066
当社ウェブサイト：「よくある質問」のお問い合わせフォームから
お問合せいただけます。

〈当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口〉

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 5-1 兜町第 1 平和ビル
4F FinGATE BASE 404
問い合わせフォー ム <https://support.bloomo.co.jp/hc/ja/requests/new>
メールアドレス customer@bloomo.co.jp
電話番号 050-5526-6066
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～16時00分(年末年始、祝日を除く)

〈金融ADR制度のご案内〉

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券
会館
電話番号 0120-64-5005
(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)
受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分(祝日を除く)

〈その他留意事項〉

〈ブルーモ証券株式会社〉

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

取引総額注文に関する確認書

ブルーモ証券株式会社 御中

私は、貴社との有価証券取引を行うにあたり、下記の内容を十分に理解し、私の判断と責任において取引を行います。

1. 取引の範囲

私と貴社とは、金融商品取引法第 40 条第 2 項に基づく金融商品取引業に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ハの規定による「取引総額注文」を行います。

2. 取引の性格・内容

あらかじめ、私が売買の別、銘柄および個別の取引の総額ならびに数量または価格の一方について同意（価格については、特定同意を含む。）した上で、他方については貴社が定めることができる取引であること。

3. 留意点

私は、上記取引に関し、次のことを承知しております。

- (1) 取引市場で執行される注文は、当日の最高値で売付（売付の場合）、または当日の最安値で買付（買付の場合）できることは保証できないこと。
- (2) 当日における取引市場の状況により、注文の全数量または一部数量が約定しない場合があること。